

(参考様式)

緊急避妊薬販売に係る連携体制について

「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」（令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号）に基づく要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売に係る連携体制の構築について別紙内容で連携することを、下記の薬局・店舗販売業の店舗と医療機関の間で確認する。

令和 年 月 日

<薬局・店舗販売業の店舗及び薬剤師名>

A 薬局（B 薬剤師（研修修了証発行番号）、C 薬剤師（研修修了証発行番号））

<医療機関及び産婦人科医名>

D 病院（E 産婦人科医）

※ 本文書は薬局・店舗販売業の店舗及び医療機関において適切に保管すること。

緊急避妊薬の販売における医療機関と薬局の連携について

1. 薬局・店舗販売業の店舗（以下「薬局等」）から連携医療機関を案内又は紹介を行うケース

薬局等から連携医療機関を案内又は紹介を行うケースは、以下①～③の場合を原則とし、これ以外（例：薬局等が開局時間外である等の理由）での紹介は行わないこと。

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 販売可であっても、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後に受診する候補先医療機関がない場合

①薬剤師による販売可否判断の方法及び薬局等で販売不可の場合

- ・ 薬剤師による販売可否判断は、製造販売業者が作成する添付文書、製品解説書、チェックシート等に基づき行うこと。
- ・ 同資料は、令和5～7年度に実施された「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業）」において検討された販売プロトコルが参考とされていること（調査事業報告書：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40123.html）。
- ・ 薬局で販売不可のケースは、当該要指導医薬品が承認された使用条件外に該当する場合であり、具体的には以下とすること。
 - ア 妊娠の不安のある性行為から72時間が経過している
 - イ 既に妊娠している又は妊娠が成立している疑いがある
 - ウ 禁忌に該当する等
 - エ 需要者が薬剤師の面前での服用に同意しない
- ・ 薬局等において販売不可の場合、緊急避妊のためには医療機関を受診する必要がある。この際、受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

②薬剤師が、医師による診察が必要と判断した場合

- ・ 服用の有無に関わらず、薬剤師が、医師による診察が必要と判断した場合は、薬剤師は需要者に医療機関への受診を勧奨すること。この際、受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連

携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

- ・ 医療機関の受診を勧奨するケースは、具体的には以下とすること。
 - オ 性感染症の疑いなど、需要者の体調の変化を覚知した場合
 - カ 性交同意年齢未満（16歳未満）である場合
 - キ 短期間での繰り返し購入が認められる場合
 - ク 性犯罪の証拠保全の必要がある場合
 - ケ 薬剤特性の観点から、服用後に妊娠が成立した場合
 - コ その他、薬剤師が必要と判断した場合
- *いずれも、需要者との面談や自己検査結果（コ）により薬剤師が判断

③服用から3週間後に受診する候補先医療機関がない場合

- ・ 販売プロトコルでは、服用から3週間後に産婦人科医の受診又は妊娠検査薬により妊娠の有無を確認するよう、薬剤師は需要者に指導することとされていること。この際、その確認方法及び受診先の選択は需要者の自由意思であるが、需要者が受診先の選択に不安がある場合等には、薬剤師は、連携医療機関名を需要者に提示する等の方法により、連携医療機関の案内又は紹介を行うものとする。

2. 紹介の方法

- ・ 薬剤師が、医師に需要者の情報を伝達する必要があると判断した場合には、需要者の同意を得た上で、情報提供書等の文書を用いる（受診時に需要者が持参）ほか、需要者の意向や必要に応じて、医療機関への直接の紹介を行うことも発生しうる。
- ・ 連携医療機関への連絡は、当該連携医療機関の診療受付時間内に限ること。なお、個々の連携医療機関が診療受付時間外の連絡を可とする場合には、この限りではないこと。
- ・ 薬局等による医療機関の紹介又は受診勧奨に際しては、経済上の利益の提供による診療の誘引が行われないようにすること。

3. その他（要指導医薬品たる緊急避妊薬について）

- ・ 薬局等において販売する緊急避妊薬は、「薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第4条第5項第3号）」として厚生労働大臣が指定する「要指導医薬品」であること。なお、令和7年の薬機法改正により、「期間を定めない要指導医薬品」

の指定が可能となり、緊急避妊薬はそれに指定されていること。

- ・ 要指導医薬品たる緊急避妊薬は、以下の条件を満たす薬局等において販売が可能であること。
 - ① 所定の研修を修了した薬剤師が勤務し、販売すること
 - ② プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- ・ 上記の「所定の研修」とは、公益社団法人日本産婦人科医会が協力の上で作成された公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」であること。